

ロシアのかたち (18) What forms Russia and Russian?

松嶋 希会*

2022年2月中旬、ロシアがウクライナに軍事進攻するのではないかと、再び世界の緊張が高まっている。軍事侵攻が敢行された場合、アメリカやEUは、従来よりも厳格な制裁の発動、例えば、SWIFTからの排除やドル決済の禁止に踏み切る可能性を示している。

ロシアに対しては、度々、欧米などが制裁を課してきており、対ロシア制裁が常態化してきた感もある。一連の制裁の始まりは、2014年3月の、ロシアによるクリミア半島の併合である。続いて、米大統領選への介入(2016年、2020年)、政府機関や重要企業へのサイバー攻撃、化学兵器による暗殺未遂(2018年イギリス、2020年ロシア)などが制裁発動のトリガーとなった。制裁内容は国により異なるが、特定のロシア人・組織(制裁対象者)につき入国を禁じたり、彼らの資産を凍結したり、また、自国民や自国企業に、軍事やエネルギーに関する製品・機材や技術をロシアに輸出することを禁止したり、制裁対象者との取引を禁止したりしている。制裁の内容や制裁対象者は、上記のような事態が発生する度に拡大されてきた。ちなみに、米国制裁は、非米国人・組織にも、制裁対象者のために重大な取引を支援することを禁止している。いわゆる「二次制裁」である。

これに対し、ロシアは、「友好的ではない国」から特定製品を輸入することを禁止するなど対抗策を講じている。また、ロシア裁判所は、独シーメンスのロシア子会社がロシア南部のプロジェクトのために納入したガスタービンが、EU制裁規制に反して最終的にクリミアに納入され、納入契約の取消しが争われた事件で、外国の制裁に従ったロシア法人の主張をロシアにおいて認めることは、ロシアの法秩序・公の秩序に反すると述べている。

制裁の応酬の中で、ロシアは、2020年、取引

の紛争解決の場面でも制裁対抗策をたてている。制裁対象者が外国仲裁機関に関連費用を送金できない(外国銀行が着金を拒否するか着金した資金を凍結するため)、制裁対象者との取引を懸念して、外国仲裁機関が申立てを受け付けない、外国法律事務所が代理人を受任しない、仲裁人や証人を引き受ける者がいないなど、制裁対象者が外国仲裁手続を利用できないという問題が発生していた。特に、米国の二次制裁の適用範囲が不明瞭な故に、非米国人・組織も保守的に対応せざるをえないという事情がある。

2020年6月、ロシア商事訴訟法が改正され、外国裁判やロシア外の仲裁による紛争解決が合意されていても合意が履行しえなければ、制裁対象者は、ロシア裁判所に対し、提訴したり合意された紛争解決手続を差し止める命令を求めたりすることができるようになった。改正内容は、文言が不明瞭・不正確であったため、ロシア内外の法律家から批判を受けていたが、最高裁判所が、2021年12月、一点だけではあるが当該改正につき見解を示した。外国の制裁対象に指定されている事実があれば、送金不可能など合意の履行を妨げる事情を証明する必要はないというものである。ただし、この見解に拘束力はないため今後の裁判実務で覆される可能性がある。また、合意内容が、制裁を発動していない国(例えばアジア諸国)の仲裁機関による仲裁や、外国仲裁機関による、仲裁地をロシアとした仲裁の場合はどうなのかなど問題は残っている。欧米がロシアに対し制裁を発動してから、紛争解決の場が、従来のロンドンやストックホルムなどの欧州から香港やシンガポールなどのアジアにシフトしてきたが、アジアへのシフトが完璧な対策になるかは、今後のロシア裁判実務による。